

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	海洋水産資源開発センター	政府出資額	100,000,000円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人水産総合研究センター	政府出資額	13,301,905,123円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	13,201,905,123円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人水産総合研究センター法（平成11年法律第199号）</p> <p>附則 (国の権利及び義務の承継等)</p> <p>第二条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人水産総合研究センター法（以下「新法」という。）第十条第一項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時に於いて独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）が承継する。</p> <p>2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。この場合において、センターは、その額により資本金を増加するものとする。</p> <p>3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(開発センターの解散並びにその資産及び債務の承継等)</p> <p>第五条 開発センターは、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いてセンターが承継する。</p> <p>2 この法律の施行の際現に開発センターが有する資産のうち、センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に於いて国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p>		

	<p>4 開発センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度は、開発センターの解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、センターが従前の例により行うものとする。</p> <p>5 第一項の規定によりセンターが開発センターの資産及び債務を承継したときは、その承継の時に於いて、センターが承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。この場合において、センターは、その額により資本金を増加するものとする。</p> <p>6 附則第二条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。</p> <p>7 第一項の規定により開発センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p>
<p>政府出資額が増減した理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利益剰余金振替による増（約23億円） ・ 同時期に業務承継した社団法人日本栽培漁業協会の行っていた業務に必要な土地、建物等を国から資産承継したことによる増（約109億円）
<p>備 考</p>	